

〔本論文の目的と課題〕

早川弘道

- (1) 一九一七年ロシア十月革命を起点として、二十世紀世界は、資本主義及び社会主義の両体制によつて構成されることになった。十九世紀のマルクス主義思想とパリ・コミューンの歴史的経験を基底において、第一次大戦時のロシア帝国は、反資本、反国家、反戦争の三原理に依るソビエト・ロシアへと転成した。社会主義ヨーロッパへの連結が阻まれた後の社会主義建設を通じて、一九三〇年代中葉までにソビエト社会主義共和国連邦は、ソビエト型社会主義と呼ばれるうる独自の内的政治＝社会構造を形成するに至る。

第二次世界大戦を契機に、ソビエト型社会主義は東ヨーロッパ、ならびに東アジア地域に拡延をみ、さらにラテン・アメリカの一角を含む「世界体制」へと成育した。しかしスターリン批判後、とりわけ一九六〇年代以降にあつて、「体制としての社会主義」の内部に固有の政治的＝社会的矛盾が蓄積され、個々の地域・国家に特有の仕方での諸矛盾の露呈、危機の表現が確認されるようになる。ソ連のベレストロイカ、東欧の社会主義的民主化戦略の進行にもかかわらず、右の矛盾と危機は、一九八九年東欧革命、一九九一年ソ連解体に及ぶことになった。かくて資本主義社会体制への二十世紀に独自の社会主義的挑戦は、幾多の教訓を示しつつも退けられ、ソビエト型社会主義体制は、東アジア等の若干の国々を除いて、崩壊するに至つたと言わねばならないであろう。

- (2) 本論文は、二十世紀に展開をみた「ソビエト型社会主義」の諸体制について、第一部「ソビエト政治と民族」においてソビエト連邦の政治構造と民族国家構造を、主として政党制と連邦制の視角から解明し、第二部「東欧革命の肖像／現代ハンガリーの憲法と政治」において、戦後ハンガリーの政治改革と憲法史の領域を、政治思想と史的過程の全面的再審の視角から解明することを企図するものである。

これらを通じて、これまで科学の光が必ずしも及ぶことのなかつたソビエト連邦制の生誕と転形にひそむ理念と史的現実の間の緊張関係が明らかにされ、そして謎にみちた一九五六年ハンガリー事件の憲法史的論証が行われる。この二つの論点は、第一部で抽出されるソビエト型社会主義における「政治の独占」の論理をベースとして、二十世紀社会主義体制の転形と崩壊の主要な根拠を構成することになる。

- (3) 以上の仮設と論拠の展開によつて、ソビエト型社会主義体制に固有の憲法構造・憲法思想が、比較社会主義法の視角から追究される。これは同時に、現代法の全容を捉える際に不可欠の構成部分となりうることを確信するものである。

第一部 ソビエト政治と民族—社会主義思想論への架橋

目 次

序 文

本書論稿初出一覧

第一篇 ソビエト社会主義の政治体制と憲法問題

第一章 ソビエト型社会主義の政治構造

はじめに

五

第一節 ソビエト型政治社会の形成と政党制

六

第二節 社会主義世界体制成立下の政党制

一

第三節 現代社会主义体制における政党制問題の諸相

一七

第四節 小括——政治的矛盾・政治的疎外の克服への展望

三四

第二章 ロシア革命と議会制

第一節 分析視角と研究状況

三九

第二節 全ロシア憲法制定会議の招集と「勤労被搾取人民の権利宣言」

四四

第三節 全ロシア憲法制定会議の議事経過

四八

第四節 全ロシア憲法制定会議の解散	五二
第五節 第三回全ロシア・ソビエト大会における憲法問題	五七
第六節 ボリシェヴィキ党内の一論争	六九
結びにかえて	七五
第三章 ソ連における政治結社の自由	
第一節 問題の所在	七七
第二節 旧ロシアにおける結社の自由	八〇
第三節 十月革命・戦時共産主義期の政党活動の自由	八一
第四節 ネップ期における一党制の形成と法制度	八七
第五節 一九三二年結社法制の成立と一九三六年憲法	九二
第六節 現代ソビエトにおける「結社の自由」問題の構造	九八
第四章 ペレストロイカとソビエト政治構造の変容	
——一九九〇年三月ソ連憲法改正試論	一〇九
第一節 一九九〇年早春の急転	一一〇
第二節 グラースノチスの火花と「意見の複数主義」	一一一
第三節 ソビエト型一党制の再審	一一六

第四節 ソ連憲法第六条の運命	一一〇
第五節 一九九〇年憲法改正の政治的含意	一一七
第五章 ペレストロイカとソビエト社会主義の終焉	
——ソ連「八月政変」とソビエト連邦解体によせて	一三五
第一節 ペレストロイカのオルタナティヴ	一三五
第二節 ビリニュスの一月と連邦の三月	一三九
第三節 ▲九十一▽合意からロシア大統領選へ	一四三
第四節 夏の不協和音——最後の表舞台	一四七
第五節 クーデターと反クーデター	一五一
第六節 ソビエト史の終楽章によせて	一六八
第六章 ソビエト連邦の解体と現代ロシアの政治構造	
第一節 二〇世紀社会主義体制の変容・解体	一八一
第二節 ペレストロイカとは何であつたか	一八九
第三節 現代ロシアの政治構造の特質	一九八
【補論】 ソ連八月政変とペレストロイカの運命	
【】	一〇七

【補論(Ⅰ)】 現代論としてのロシア 一一一

第二篇 ソビエト社会主义における国家と民族 一二五

第一章 ソビエト型社会主义のもとでの国家と民族 一二九

第一節 問題の所在 一二九

第二節 民族概念によせて 一三一

第三節 社会主義国家と民族 一四二

第四節 社会主義世界体制における民族的要素 一五九

第五節 結びにかえて 一七〇

第二章 初期ソビエト憲法と民族問題 一七五

緒論 一七五

第一節 問題の過去と現在 一七七

第二節 問題の剔出と溯行 一八五

第三節 ソビエト連邦成立史研究の輪郭 一九〇

第四節 ソビエト連邦成立史分析の方法をめぐって 一九八

(補節) 民族問題に関する初期ソビエト憲法原理の考察 二〇一

第三章 ソ連における国籍離脱の自由	一一一
第一節 ソビエト国籍法と国際法理論の動向	一一一
第二節 ソビエト国籍法史における「離脱の自由」制度	一一四
第三節 「離脱の自由」をめぐるソビエト法思想の現況	一一〇
第四章 ソビエト連邦制と社会主义の政治空間 ——ペレストロイカと民族問題	一一七
第一節 ペレストロイカにおけるリトアニア独立回復宣言の意味	一一七
第二節 ソビエト政治構造の変容と民族問題	一一一
第三節 「十月」の理念と民族問題におけるスターリン主義	一三八
第四節 小括——ペレストロイカと民族自決論	一四三
第五章 ペレストロイカとソビエト連邦制	一四九
第一節 ペレストロイカにおける連邦制問題の構図 ——一九九一年三月レフュレンダムへの道程によせて	一四九
第二節 転形期のソビエト連邦制——レフュレンダムと新連邦条約をめぐって	一六一
第六章 ペレストロイカと民族・人民の自己決定 ——ソビエト連邦制再審の途上で	一七三

第一節	十月革命とソビエト・ロシア連邦の生誕	一一七三
第二節	社会主義連邦制としてのソビエト国家同盟	一一七八
第三節	ペレストロイカとソビエト連邦制の危機	一一八二
第四節	ソ連における民族自決と人民の自己決定	一一八九

【補論(一)】 世界史的地域構成と社会主義像 一三九七

【補論(二)】 ソビエト型社会主义と「国民國家」問題 四〇七

あとがき

〔索引〕

(1) 四四五

第一篇 ソビエト社会主義の政治体制と憲法問題

ソビエト社会主義体制は、その社会主义的再生を企図したペレストロイカの転形、終焉と共に、一九九一年八月政変及び一二月ソビエト連邦解体によって終止符を打たれた。そして、ロシアにおける一九九三年十月事件は、ソビエト制の残滓を一掃するかのように、「議会」ビル砲撃をもつて終息を告げた。本稿は、かかるソビエト社会主義体制の具有した政治体制とこれに内在した憲法問題について、主として政治構造論の視角からの考察を試みるものである。

まず第一章において、十月革命に起点をおくロシア・ソビエト連邦と第二次大戦後に展開をみた社会主义国家群の政治構造について「ソビエト型」体制と概括しうる根拠を提示すべく、政党制をめぐる諸問題に焦点を定めて論ずる。その基本仮設は、「現存した社会主义体制」に貫通する政治原理の核心が「政治の独占」にあり、ペレストロイカと東欧市民革命への軌跡が、政治的独占体制の保守的構造改革の試行、そしてラディカルなオルタナティヴ運動の絡み合いと連鎖をなすものであつたという認識に立脚する。本稿は、「権威的秩序と國家」に関する共同研究の一環として、現代史の構成部分としての現存社会主义への批判的分析を担うことと課題として、一九八六年夏にかけて執筆された。ハンガリーにおけるその後の急進的改革への予兆がわずかに確認されるとはいえ、出立したばかりのペレストロイカは、ソビエト経済の「加速化」と「社会主义的民主主義の完成」を戦略的目標とする時点であり、ポーランド連帯運動は一九八一年一二月以降の冬の時代にいまだあつた局面である。したがつて本稿にはペレストロイカの急展開と終焉、東欧諸国の革命的変動を

直接視野におさめたものでは当然なく、いわば変動前夜の政治構造とイデオロギーの分析となつてゐる。しかしそこに「期待」と「予測」への厳格な禁欲の存することを汲みとつていただいた上で、二〇世紀社会主义体制の存立の根幹をなした国家的所有及び政治の独占からなる構造への批判的アプローチとしてあり、それ故にその後の体制変動と解体へと連なる諸過程を解析する鍵となる理論的エレメントの存することを確認していただければと思う。

次いで第二章から第五章までにおいて、十月革命よりペレストロイカの終焉に至るソビエト政治・憲法体制の変移が分析される。第二章は、一九七三年に提出された修士論文『ロシア革命と憲法制定議会——過渡期憲法論序説』の中核をなす論稿として翌七四年『思想』誌上に公表された旧稿である。本来であればペレストロイカに伴うグラースノスチの過程でソ連において公表・公刊された新たな諸資料、諸文献に基づき補充・補正を要することは言うまでもないが、旧稿での分析をその中心論点において改変を迫る新論拠は依然としてあらわれるに至つてはいない。ロシアにおける十月革命の本格的な総括的研究の可能性、現時点での新憲法制定にかかる「憲法制定会議」構想の登場等に誘発された新たな資料、研究の公刊を望むと共に、自身の今後における調査・研究を通じてあらためての考証をおし進めたいと考えている。ソビエト政治構造の初発を知る上で不可欠の検討としてあらためて批判をあおぎたく本書に収録した。なお第一篇第六章及び第二篇補論(2)は、本稿に対する現時点での自己総括と爾後の研究のための理論的ベースを示す位置にある。

第三章は、憲法制定会議の解散、一九一八年憲法の制定、内乱と戦時共産主義、そしてネップへの移行という初期ソビエト政治過程を通じて、共産党による事実上の一党制が成立する歴的経緯を明らかにする作業を中心として、ソビエト型政治構造に固有の「一党制・マルクス・レーニン主義政党の指導的役割」レジームに関する法制史的解明を行う。本稿が執筆された一九八〇年代初頭の時期にあつては、ソ連の結社法制について、その歴的過程、現行法制の双方共に明らかにされていない状況にあり、ソ連における自由権法制の実証的研究にかかる共同の仕事の一環として、その解明にしたがつたものである。第一章における「政治の独占」原理発掘の前提的作業の位置を占めると同時に、第二章の初期ソビエト政治構造成立史論に連続する性格を有する。

第四章は、ペレストロイカが体制の経済的構造改良から本格的な政治・憲法改革へと進展する一九八八年以降の状況

を、一九九〇年三月憲法改正を焦点として分析した論稿である。それは、事実上の国家的所有体制を維持した上で「私的所持」とソビエト体制のもとでの「結社の自由」を、憲法上確認するものであった。ソビエト・レジームへの「複数政党制」の導入は、「社会主义的法治國家」を展望する線上に位置づけられたものであり、「ソビエト・パーラメント」（選挙法改正に基づく人民代議員大会＝最高ソビエト・レジーム）もまた直ちに形容句なしの立憲主義・議会主義を意味するものではなかつた。それは、近代法原理とソビエト法原理の、歴史的・理論的総括を必ずしも踏まえることのない強引な組合せへの試行であつたと思われる。「一党制＝共産黨の指導的役割」レジームの憲法規範としての廃棄という劇的変化の一方で、ソビエト体制における結社の自由、「政治的複数主義」の憲法的承認は、ペレストロイカの展望する「民主主義的社会主义」像を構成するひとつのモザイク画としての積極的意味と、ソビエト史に固有の「政治の独占」原理とのなしきずし的な調合という側面を併せもつていたと評することができる。これより発生する晚期ペレストロイカ固有の政治的諸矛盾、理論的諸問題が、共産党及び連邦指導部内、そして連邦及び諸共和国の間における「権力闘争」の昂進により累乗化されることによって、一九九一年の八月政変、連邦解散に帰結をみることになる。

第五章におかれた論稿は、かかるペレストロイカの最終行程を概括したものである。そこでは主として何故八月政変であつたのかという基本問題について、これへの政治過程に焦点を結んだ分析をもつて解を得ることを日途とする。この際に不可欠の連邦制及び民族問題をめぐる諸論点については、第二篇第四章以下において論じられることになる。

八月政変及びソビエト連邦解散後のロシアの政治・憲法状況に関する論稿が、第六章「ソビエト連邦の解体と現代ロシアの政治構造」である。ここで提示されるモチーフともいうべきものが、「ソビエト体制なきソビエト制」という視角である。今日現出している脱ソビエト期における大統領機構と人民代議員大会＝最高ソビエトの対抗を、立憲体制下における行政権力対立法権力の図式に単純化するならば、現代ロシアの正確な分析への道はおそらく見失わることになる。そのことは、八月政変の性格規定と評価にも関連せざるをえないと思われる。本稿は一九九一年秋より一九九二年暮までのロシアの政治過程を主たる分析対象としたものであるが、この特異なプロセスをロシア＝ソビエト史の構造的特質との関連において論じている。そのことにより一九九三年十月事件を解明する際に不可欠の論点を含むものである。

補論(一)は、一九九一年八月政変の渦中において執筆された「クーデター事件」への論評である。短評ではあるが、ソビエト史の劇的変容について歴史的視野において論じている。また、補論(二)は本篇第六章に連続する時点で執筆されたものであり、今日における「ロシア研究」の在り様に踏みこむものである。

以上の諸章を通じて、ソビエト社会主義体制を構成した政治構造とこれに内包された憲法問題の解明に不可避の論点に対応することになる。もとよりこれには、主権と人権、代表制度と司法制度、市民的自由等々の諸論点が連接していることは言うまでもないところであるが、史的分析・現状分析のための今後の課題としたい。

第二篇 ソビエト社会主义における国家と民族

本篇において、ソビエト社会主义体制の国家形態としてあつたソビエト連邦制について、国家と民族の連鎖視角からする分析が試みられる。これまでソ連において、「民族問題」はそのレーニン主義的民族政策を通じて、基本的かつ最終的に克服・解決されたと主張されてきた。現行体制の矛盾と危機という認識にやがて到達するかのペレストロイカにおいてさえも、かかる「民族政策」の「勝利」という教条的・固定的認識のもとに、その末期に至るまで噴出し続ける「民族問題」への正面からの全体的・政策的対応がなされず、ソビエト連邦制のペレストロイカは、教条主義的姿勢を免れ得ず、事実の追認・後追いを基本線となしつつ、連邦権力による「大統領令」と直接的実力の組合せにもとづく対応に終始せざるをえなかつた。そしてソビエト連邦国家の主権国家連合への移行（一九九一年八月）に機を合させた「クーデター」とこれへの「反クーデター」（「八月政変」）によって、ソビエト社会主义共和国連邦そのものの歴史的解体がなされるこになつた。本篇での諸考察は、かかる歴史的推移について、十月革命からペレストロイカに至る全過程を対象とすることによつて、ソビエト連邦の生誕・展開・衰滅の史的経緯と内的構造を明らかにするものである。

第一章は、「アレジネフ体制」と呼ばれた一九七〇年代後期に執筆された論稿であるが、スターリン批判及びフルシチヨフ解任後における「相対的安定期」において、この体制が「民族問題」を現実に内包し、これがソビエト社会主义体制の内的矛盾をなしているとの基本仮設に基づくものであつた。第二章は、ソビエト連邦形成史論の序説として第一章の論

稿に続く時期に執筆されたものであるが、当時制定された一九七七年ソ連新憲法のレジームにあっても、その分析において「民族問題」観角が不可欠であり、新憲法レジームにおける国家と民族の連関構造に伏在する矛盾関係の析出を間接的にではあれ企図していた。両章は共に一九七〇年代後半のイデオロギー状況にあって、改革されうる「社会主義」の可能性に立脚している。ソビエト型社会主义体制における「民族問題」の発見は、当時の学問状況において稀少な先駆性を有するとの自負を今日においても抱いている。しかし同時に「現存社会主义」のもとでの最終的解決の展望と可能性を探索する道筋にあり、これを主としてマルクス、エンゲルス、レーニンの諸理論の再審中に根拠を見出そうとするものであつた。当時にあつてその個人崇拜批判にもかかわらず依然として不動の如く存在し続けていたスターリン民族論に対する、理論と歴史の双方からするラディカルな批判の試みの学問的意義を確信している。またかかるスターリン理論批判が、社会主義体制内の民族問題及び社会主义国家間の主権問題についての分析に立脚することから、歴史批判、現状分析に連接させられていることを強調しておきたい。両稿執筆以降、ここに提示された理論仮説に依拠して一九八〇年代からペレストロイカ期の分析が進められることになる。それは、この時点での自らの知見の未熟な点を補い、豊穣化するプロセスでもあつた。社会主义思想史における民族問題、ソ連におけるその歴史的存在の再審について、現在掘り起こされつつある資料と学問的知見の到達点をふまえて、社会主义世界体制の崩壊とソビエト連邦解体という今日の諸事態を総体的に解明することを、あらためてなされるべき課題としたと考へている。

第三章は、一九八〇年代初期に、第一篇第三章の論稿とともに社会主义と自由権法制に関する共同研究の一環として執筆されたものである。ペレストロイカ「前夜」における理論的予兆ともいべき論点を、ソビエト法史及び国籍法理論の展開状況に即して、国籍と市民権の両概念の緊張関係のうちに抽出しており、従来のソビエト法研究の空白領域を埋めるとともに、ソビエト法に貫通する特質を明らかにしている。また本稿は、そのことにより第四章以下におけるペレストロイカと連邦制・民族問題の分析への橋渡しの位置を占めることになった。

第四章から第六章を構成する四つの論稿は、いずれも一九九〇年代に入つて集中的に執筆されたものであり、「革命としてのペレストロイカ」局面が内包した民族的矛盾をソビエト連邦制の危機過程のうちに析出することを企図している。

第四章は、第一篇第四章に対応し、「革命的ペレストロイカ」の展開期に内在した民族問題を分析する。続く第五章は、一九九一年三月に実施されたソビエト連邦存続の可否をめぐるレフエレンダムに焦点をあてた二つの論稿から成っている。両稿は、第一篇第五章が分析する一九九一年「八月政変」への端緒過程に相当している。

第六章はソ連解体のほぼ一年前にあたる論稿であるが、そこにおける分析は、その後の劇的ともいえる事態に対応しうるものであると同時に、一九七〇年代の第一章第二章の論稿について、自己検証をふまえた「總括」としての性格を帶びることになった。また初期論稿における国家連合論視角からする社会主義連邦制批判は、本稿における初期ロシア・ソビエト連邦制と一九二三年以降のソビエト連邦制の種差性と同一性の検証により補強されることになった。そして本稿での「ソビエト連邦の再生と解体という二つの道」論の提示は、ペレストロイカとソビエト連邦のその後の道行を照射している。

補論(一)は、モンゴル社会主義法研究への問題提示を企図したものであるが、ソ連の極東及び中央アジア地域における問題と重なるところが多く、比較法史の観点から収録することにした。モンゴルのその後の変容については他日を期したいと思う。

補論(二)は、本書のための書きおろし稿であるが、本篇の旧稿群にあつて種々のかたちで言及される社会主義と二〇世紀「国民国家」の理論的連関を、あらためて問い合わせることを自途としている。近代市民革命を通じての「国民国家」の創成過程を経ることのなかったロシアは、一九一七年二月民主主義革命から十月社会主義革命へと転成し、ソビエト形態による社会主義国家をやがて形成することになった。「世界革命」への展望の交換は、二〇世紀の国際法主体として社会主義国家群を生み出したが、これらは欧米国家群、新興独立国家群とともに現代世界を構成することになったものである。本稿はかかる構図のもとでの社会主义国家、ソビエト連邦が「近代国民国家」の擬制とも評すべき形態を保持したことの意味を探求する。

大江泰一郎氏によつて説示された「反立憲主義的秩序」の中核をなすソビエト「人民権力」と国際法主体としての統一的ソビエト連邦制国家は、「国家主権」論により接合されていた。民族自決権・民族主権もまた、ソビエト民族国家構造

を媒介として「國家主権」概念に包摂されることになる。スターリン批判後に次第に顯著となる「人民権力」の「人民主権」論的再構成の試みは、かかる「國家主権」論の補強、補完としての理論的保守の道と「國家主権」論の批判的検証の道の相廻を内包するものであつた。そのことは、ソビエト「社会主義的適法性国家」と「社会主義的法治國家」という双方の理論構成にそれぞれ通底していくことになる。

本稿は、こうしたソビエト法思想の特質と転移について、近代法に固有の「國民國家」原理を基軸的視角として接近する試みとしてある。それ故この試みは、社会主義と民主主義、そして自由主義の思想的相関、あるいは「対立」の相に関する説せざるを得ず、さらに「民主主義的社会主义」論へのアプローチに連続することにもなる。ソビエト憲法思想、社会主义憲法論の批判的再構成自体については、あらためての考証にゆだねられなければならないが、その前提となる若干の戦略的要衝とも言うべき論点の開示として、同時にまた本書両篇における諸考察への反省と展開方向を示唆するものとして、本稿は位置づけられている。

第二部 東欧革命の特徴—現代ハンガリーの歴史と政治

目 次

序 文

第一篇 東欧社会主義体制の変革と政治思想

第一章 東欧革命における社会主義と民主主義 ——ルカーチ政治思想の地位によせて——

- 一 課題と視角 3
- 二 戦間期権威主義体制とブルム・テーゼ 5
- 三 戦後スターリン主義体制とルカーチ 13
- 四 ルカーチにおける社会主義と民主主義 20
- 五 小括——フランス革命とベーゲルあるいは東欧革命とルカーチ 24

第二章 社会主義的民主化戦略の思想

——ルカーチ民主主義論の復権——

- 〈社会主義的民主主義〉の再審 —

27

27

3

二 ルカーチと民主主義論争 29

29

- 三 現代ハンガリーにおける改革とルカーチ思想の行方 35
四 ルカーチ「社会主义的民主化」論の「復権」 38
五 小結——未完の〈ルカーチ論争〉 40

35

第三章 社会改革と社会的支配の思想

—A・ヘゲデューシュによる改革への遠望—

- 一 序——ヘゲデューシュとは誰か? 43

43

- 二 東中欧社会主义体制の転形——ヘゲデューシュ理論の歴史的位置 47

47

- 三 〈社会的支配〉——ヘゲデューシュの基本戦略 52

52

- 四 小括——東ヨーロッパ社会における変革主体の形成 63

63

第四章 政治改革と自己決定の思想

—M・ビハリのラディカル・オールタナティヴ—

68

47

- 一 〈十月宣言〉の波動 68
二 ハンガリー戦後政治史の特質 70
三 ビハリによる新たな政治社会の構想 72
四 小結——政治改革の焦点としての人民の自己決定 77

43

第二篇 ハンガリー一九八九年革命への憲法史

第一章

一九五六年十月革命と憲法問題
—戦後ハンガリー憲法史の再審—

一 はじめに——何故「十月事件」か 83

二 ハンガリー戦後史における「一九五六年」の位置 87

三 一九四九年憲法体制の動搖 93

四 「十月事件」における憲法問題 100

五 小括——一九四九年憲法体制の存続と政治レジームの転換 115

第二章 憲法評議会法と政治改革の道程 —社会主義憲法裁判体制への序章—

一 社会主義的立憲主義の塑型 125

二 一九八三年ハンガリー憲法改正と政治改革の現局面 131

三 一九八四年ハンガリー憲法評議会法 137

四 小括——社会主義憲法裁判の現況、あるいは社会主義的立憲主義の行方

143

第三章 社会主義政治システムの変容と統一戦線 —体制改革の政治構造—

150

125

83

序	課題と視角	150
二	戦後ハンガリーの政治過程と統一戦線	152
三	一九四九年憲法体制と統一戦線問題	158
四	現代ハンガリーの政治改革と統一戦線	161
五	改革過程の推移とベレストロイカへの問題連関	166
第四章 ハンガリー市民革命と法 ——一九八九年憲法改正と法改革の動向——		
第一節 平和的・民主的過渡期の憲法		
——ハンガリーの憲法改正(一九八九年)——		
一	東中欧情勢の急転とハンガリー憲法改正	174
二	ハンガリー憲法改正の史的背景	176
三	憲法改正過程の経緯と特質	178
四	改正憲法の基本的性格と若干の論点によせて	
五	結びにかえて	187
		183
		189
		188
第二節 一九八九年革命と法		
はじめに	課題と視角	188
一	助走——「カーダーリズム」のレジーム構成	

二 道路——改革のバーゲンとオールタナティヴの萌芽

三 急転——平和的・民主的過渡期の道程 193

四 跳躍——市民的共和制への展望 195

191

五 新しい社会形成への展望 199

195

193

第三節 東欧情勢の急転と展望 ——一九八九年の諸事態によせて——

一 東欧問題の諸軸 199

二 一九四八年の急転 201

三 永続的危機 203

四 一九八九年の急転 207

五 新しい社会形成への展望 211

199

第三篇 東欧社会主义における民族と国家

第一章 東欧革命における民族自決権の肖像 ——世界構造と民族問題——

一 課題と視座 215

二 マルクスとバクーニン 217

三 東欧の民族運動とマルクス主義 224

四 五 第二章 社会主義田舎と民族問題

第一篇 東欧社会主義体制の変革と政治思想

一九八九年の夏から秋にかけて集中的かつ連鎖状の展開をみた「東欧」諸国における政治的・社会的変動は、世界史の転形の時をしるすとともに、現代民主主義の豊かな水位と新たな潮流の存在を、私達にあらためて印象づけるものであった。本篇は、かかる東欧市民革命の歴史的・理論的底流としてあつた、戦後「社会主義ハンガリー」におけるラディカルな変革的政治思想の構図を提示することを企図している。とりわけこの国の生んだ二十世紀の思想的巨人のひとりであるルカーチ・ジエルジ・Lukács Görgy（一八八五—一九七一年）による、これまで顧みられることの少なかつた彼の民主主義思想を跡づけ、復権させることを中途とした論稿が、第一章「東欧革命における社会主義と民主主義」である。本稿は〈フランス大革命二〇〇周年〉を期して刊行された論集に執筆されたものであり、戦間期及び戦後期に展開されたルカーチの政治的実践と思想を総体として捉え、コミニテルン型運動とソビエト型社会主義に内在する矛盾の克服を遠望したその苛烈な営為の分析を通じて、社会主義と民主主義の連関問題を問うたものである。フランス大革命とヘーゲル、二十世紀社会主義革命とルカーチ、そしてヘーゲル思想とのルカーチによる格闘のトリアードを重ね見る時、歴史の成層における民主主義的社會形成の思惟と実践の重みを再認識せざるをえない。

第二章・三章・四章は、ハンガリー「社会主義体制」のラディカルな民主化を、しかも永続的なそれを求めた哲学者ルカーチ、そして社会学者ヘゲデューシュ・アンドラーシ Hégedűs András と政治学者ビハリ・ミハイ Bihari Mihály による社会変革への透視図ともいべき試みを、一九八〇年代中葉にあつて分析した諸論稿からなる。ハンガリーにおける一九八九年の革命的変容が、突然の嵐、偶發的な事件などではなく、この國の戦後社会に内在する基本矛盾と、これを透視し、変革への意志を持続させた諸當局の帰結としてあつた」とが、第二編における分析と併せみられる」とによつて理解可能となろう。周知のように一九八九年革命は、「民主主義的社会主义」という戦略的オールタナティヴを超えて、「社会主義体制」そのものにビリオドを打つという市民的選択へと帰結することになつた。しかしそのことは、「民主主義的社会主义」構想の内包した新たな社会形成をめぐる諸論点の解消を、直ちに意味するものでないと思われる。即ち本篇の提示する現代民主主義をめぐる位相は、現代世界に通底する法と政治の新たな争点的課題と不可分の関連を有するものだからである。ハンガリーの受容した思想的刻苦を、ボーランド、チエコスロバキア、ドイツ東部、そしてベラストロイカのソ連の行程と重ね見る時、かつて存在した「社会主義的民主主義」の体制と誤別した「民主主義的社会主义」、ルカーチの言葉を借りるならば、その「永続的民主化」構想と試行の意味を、一九九〇年代の社会形成の行方とも関連させて解析することの重要性に想到せざるをえない。

第二篇 ハンガリー一九八九年革命への憲法史

著者は一九八三年から翌年にかけて、ブダペシトにおいて研究に従事する機会を得た。その際の主要なモチーフが、ルカーチ論と共に戦後ハンガリー憲法史の原資料に基づく再審にあつた。一九五六年のいわゆる「ハンガリー動乱」という現代史の苛酷さわまる悲劇的事件により記憶されたこの国が、一九六八年以降の独自の社会主義経済改革によつてあらためて注目されつつあつた時期である。

しかし謎にみちたコミニストリズムの実相と共に、この国の人民民主主義の「転換」は、戦後史の暗闇に埋められ、「ハンガリー事件」もまた現代史の薄明のもとにではあれその輪郭すらさだかではなかつた。一九六八年経済改革と一九七二年憲法改正を基礎とするこの国の現代憲法・社会体制の正確な認識にとって、原資料の分析を通じての「通説」批判こそが不可避であつた。本篇第一節は、原題の「ハンガリー「十月事件」と憲法問題／ハンガリー憲法史研究ノート」が示すように、「社会主義的転換」の「正統性」と「合法則性」、一九五六年事件の「反革命性」そしてカーダール体制の「正統性」とに立脚するハンガリー戦後史論に対し、当時ブダペシトを含め閲覧可能な原資料の吟味検討を基礎に、憲法論の視角から全面的な批判を試みた論稿である。後に一九八九年二月ハンガリー社会主義労働者党中央委員会総会は、この国の戦後史過程の再検証を行い、五六年事件を「人民の蜂起」と規定するに至つたが、本稿執筆時の状況に思いをめぐらせる時、学問の本性である批判的性格をあらためて実感せざるをえない。また本稿によつて提示されたハンガリー現代史分析の基本仮説は、一九六〇年代から八〇年代にかけて展開をみたいわゆる「カーダーリズム」、それは当時国際的に好感をもつて受けとめられ、かなりの内外の論者によりソビエト型社会主義のありうる、あるいはあるべき改革のコースとして支持されつたのだが、この体制の内奥にひそむ構造的矛盾とその民主化の可能性を析出することを可能とした。第二節以下の憲法評議会論、統一戦線論が、「カーダーリズム」の批判的分析として今日的にも充分意味を持ちうるものと考えているのもこの故である。第四節は、一九八九年の劇的ともいえる社会的・政治的転移を、その歴史分析と理論仮説をふまえて同時代者として論じた三つの旧稿から成る。運動の劇的プロセスは、南塚信吾氏の表現を借りるならば「静かな革命」の最終行程でもあつた。一九八九年市民革命の全容解明とその法的評価については、あらためて作業の対象とされねばならないが、ひとまず著者の基本的視点を示し、状況の素描として提出しておきたいと考えてゐる。

第二篇 東欧社会主義における民族と国家

東・中欧地域における近現代の国家形成が、多様であることはいうまでもない。伝統的社會構造と固有の政治・法文化を基礎に、諸民族の支配と従属の変遷する諸関係のもとで、エスニシティとリージョンの再結合のうねりが一八四八年のヨーロッパ全域をおおう革命的波動の渦中にあらわれることになった。半世紀余後の第一次大戦による「世界秩序」の再編下に、オーストリア＝ハンガリー二重帝国、ロシア帝国の解体の帰結として、東欧民族國家群が簇生し、さらに「自由な民族の自由な結合」を旗幟に印したロシア・ソビエト連邦が登場することによって、ヨーロッパ現代世界の新たな相貌が与えられることになった。しかし「社会主義國家」の内的構造とその世界編成に内包された諸矛盾は、「マルクス・レーニン主義党」関係を基底とした「社会主義共同体」内国家関係の強度と共に脆弱性をも表現し、国家主権と民族自決権の政治的・法的復位を求めるところになつた。またソ連、ユーゴスラヴィア、チェコスロvakia等の顕著な多民族国家にあって、国内民族関係の対立的再加熱は、民族主権と国家主権のラディカルな再編へと連結していく。

本篇第二章は、その後に発表された拙稿「社会主義のもとでの国家と民族」（藤田勇編「歴的唯物論と現代第六巻社会主義」青木書店刊）と共に、その力と安定を誇った一九七〇年代社会主義体制が、その内実において「民族問題」という社会的矛盾、そして国家間矛盾を含むものであり、「現代社会主義憲法群」の規範構造中にもその表白を認めうるとしたものである。「社会主義体制」下での社会主義的・民主主義的解決の可能性という線上での分析枠は、今日の時点からすればその制約は明らかであるが、構造分析と問題の摘出の意味は依然失われていないと考えている。そのことはペレストロイカの渦中において執筆された第一章及び第三章が、近現代ヨーロッパ史と世界構造の脈絡において、二〇世紀社会主義体制と民族自決、そして民族国家、即ち「社会主義的国民国家」の本源的矛盾構造を、思想史と運動史において考察する理論的契機を成すものであった。絶対主義国家及び近代市民社会を二重の原基とする西欧国民国家と、第二次大戦後に完成された「社会主義国民国家」との理論的・形態的位相差そのものの分析へは未だ到達していないが、それは本書に接続する不可避の理論的作業となろう。